

## 事業者向け支援策一覧（令和3年9月15日現在）

### 融資について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	融資限度額：4,000万円	府内で事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で①②をともに該当する ①セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか認定を受けている ②経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受けられる	取扱い金融機関にて相談・申込 ※取扱い金融機関は大阪府HPよりご確認ください。	府
実施中	大阪府新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連）	融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	最近1か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同期比で15%以上減少することが見込まれること	取扱い金融機関にて相談・申込 ※取扱い金融機関は大阪府HPよりご確認ください。	府
実施中	大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1か月の売上高が前年同月と比較して10%以上減少している人。またはセーフティネット保証4号・5号の対象者	取扱い金融機関にて相談・申込 ※取扱い金融機関は大阪府HPよりご確認ください。	府
実施中	セーフティネット保証4号	申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	1年以上継続して事業を行っており、最近1か月の売上などが前年同月比で20%以上減少かつその後2か月を含む3か月間の売上等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象	地域経済課（市役所4階）	信用保証協会
実施中	セーフティネット保証5号	申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行 融資限度額：2億円（うち、無担保8,000万円）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近3か月の売上等が前年同月比で5%以上減少 ※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象	地域経済課（市役所4階）	信用保証協会
実施中	危機関連保証	申請者が融資を申し込む際、必要となる認定申請書の発行	原則として、最近1か月間の売上などが前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高などが前年同月比で15%以上減少することが見込まれている人 ※業歴3か月以上1年1か月未満の人も、一定の売上要件を満たす場合は対象	地域経済課（市役所4階）	信用保証協会
実施中	マル経融資	融資限度額：2,000万円 別枠：1,000万円 金利：0.9%当初3年間引下げ	最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上、減少している。 ※商工会議所などの長の推薦が必要	泉大津商工会議所 ☎23・1111	信用保証協会
実施中	特別利子補給制度	対象の融資による借入を行った中小企業者のうち、売上が減少した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成する制度	日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」、商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った下に当てはまる事業者。 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高15%減少 ③中小企業者等：売上高20%減少	（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570・060515	国
実施中	民間金融機関における実質無利子・無担保融資	個人事業主など：保証料・金利ゼロ 小中規模事業者：保証料1/2もしくは保証料・金利ゼロ （売上減少要件により変わります）	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた事業者）	中小企業金融相談窓口 ☎0570・783183	国

事業者向け支援策一覧（令和3年9月15日現在）

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する優遇融資	通常の融資条件からの貸付利率の引き下げなどの優遇措置	新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設 ・前年同期などと比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合 ・施設利用者又は従業員及びその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業などにより、減収となった入所施設（地域密着型を除く）	福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル ☎0120・343・862 ☎03・3438・0403 （携帯電話等でつながらない場合）	独立行政法人福祉医療機構

給付金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	第7期大阪府営業時間短縮協力金	6月21日～8月31日の間、営業時間短縮等の要請を遵守した府全域の飲食店等に対し、大阪府が協力金を支給。 【協力金】申請する店舗における飲食店部門の1日当たりの売上高をもとに、1日当たりの支給単価を算定。 ※算定方法の詳細は、大阪府HPからご確認ください。 【申請期間】8月16日～9月27日	以下の全ての要件を満たす事業者 ①大阪府の市の区域内に要請対象施設を有すること。 ②令和3年6月21日から8月31日までの期間において営業時間短縮等の要請を遵守していること。※期間によって要請内容が異なりますので、詳細は大阪府HPからご確認ください。 ③対象期間の始期までに、感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗においてブルーステッカー又はゴールドステッカーを登録及び掲示していること。 ④申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を取得していること。 ⑤令和3年8月31日以前に開業又は設立していること。また申請する店舗において8月31日以前に開店しており、営業実態があること。 ※その他詳細は、大阪府HPからご確認ください。	【協力金について】 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（7期・8期） ☎06・7178・1342	府
実施中	第8期大阪府営業時間短縮協力金	9月1日～9月30日の間、営業時間短縮等の要請を遵守した府全域の飲食店等に対し、大阪府が協力金を支給。 【協力金】申請する店舗における飲食店部門の1日当たりの売上高をもとに、1日当たりの支給単価を算定。 ※算定方法の詳細は、大阪府HPからご確認ください。 【申請期間】 早期給付（先行受付）：令和3年9月14日～23日 一般受付：令和3年9月24日～11月4日	【早期給付の対象要件】 ・大阪府内に要請対象施設を有すること ・令和3年9月1日から30日までの期間において要請に協力すること ・申請する店舗において、食品衛生法における飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可を有していること ・以前より要請に対して継続的に応じている店舗であり、過去の協力金を受給したことがあること ・売上高方式で申請する事業者（大企業を除く）であること ・感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、申請する店舗において大阪府が発行する「感染防止宣言ステッカー（ブルーステッカー）」又は「感染防止認証ゴールドステッカー」を登録及び掲示していること ・これまでに要請に応じなかった事実がないこと  ※一般受付の詳細は、後日、大阪府HPにて掲載される予定です。	【協力金について】 大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（7期・8期） ☎06・7178・1342	府

## 事業者向け支援策一覧（令和3年9月15日現在）

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	月次支援金	<p>令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主などを対象とする支援金</p> <p>【給付額】 令和元年又は令和2年の基準月の売上-令和3年の対象月の売上 ※中小法人等：上限20万円/月 個人事業者等：上限10万円/月</p> <p>【申請期間】 7月分⇒令和3年8月1日～9月30日 8月分⇒令和3年9月1日～10月31日 9月分⇒令和3年10月1日～11月30日 ※原則、対象月の翌月から2か月間を申請期間とします。</p>	<p>次の①②を満たせば、業種・地域を問わず支給対象</p> <p>①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響」を受けている</p> <p>②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少している</p> <p>※大阪府から休業・時短営業の要請に伴う「営業時間短縮協力金」を受給した事業者は対象外となります。 詳細は経済産業省HPからご確認ください。</p>	月次支援金コールセンター ☎0120・211・240	国

### 助成について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	雇用調整助成金	<p>労働者1人あたり日額最大1万5,000円（休業手当相当分を最大全額助成）（適用期間：9月30日まで）</p>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、従業員を解雇せず雇用を維持した事業主	大阪労働局助成金センター ☎06・7669・8900	国
実施中	両立支援金等助成金	<p>1人あたり5万円 1事業主につき10人まで（上限50万円） 申請期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有給休暇を所得した日が令和3年4月1日～6月30日の場合は、令和3年4月1日～8月31日まで</li> <li>・有給休暇を所得した日が令和3年7月1日～9月30日の場合は、令和3年7月1日～11月30日まで</li> <li>・有給休暇を所得した日が令和3年10月1日～12月31日の場合は、令和3年10月1日～令和4年2月28日まで</li> <li>・有給休暇を所得した日が令和4年1月1日～3月31日の場合は、令和4年1月1日～令和4年5月31日まで</li> </ul>	<p>臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主</p>	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999	国

### 支援金について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	大阪府雇用促進支援金	<p>求職者を雇い入れ、3か月間雇用した事業主に支給する支援金。</p> <p>支給額 正規雇用労働者（期間の定めなし）：1人につき25万円 非正規雇用労働者（期間の定めあり）：1人につき12万5,000円 （いずれも所定労働時間週20時間以上かつ雇用保険が適用されていることが必要）</p>	<p>下記の条件を満たした事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大阪府緊急雇用対策特設ホームページに掲載している民間人材サービス事業者の求人情報に求人掲載したこと</li> <li>②①の求人を通じて、令和2年4月1日以降に失業状態になった大阪府内に住所がある求職者を令和2年10月1日から令和3年11月30日の間に雇い入れたこと</li> <li>③②で雇い入れた方を3か月継続して雇用したこと</li> <li>④②で雇い入れた方を雇用保険に加入させていること</li> </ul>	大阪府雇用促進支援金事務局 ☎06-4794-7050	府

事業者向け支援策一覧（令和3年9月15日現在）

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
--	-------	------	-----	------	------

納税猶予・減免・免除について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	納税の猶予制度	新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な納税者に対し、納税の猶予制度（徴収の猶予または換価の猶予）が適用される場合あり。	財産損失や事業の休廃止など、一定のケースに該当する納税者	税務課納税係（市役所1階5番窓口）	市
実施中	生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充	市の導入促進計画に基づく先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受け、新たに取得した設備に係る固定資産税の軽減対象資産に、令和2年4月30日以降に取得した事業用家屋及び構築物を追加。なお、軽減対象資産の固定資産税は取得後3年間、課税標準額はゼロ。 （注1）市の認定後に取得した資産で、軽減対象とするためには個別に要件あり。 （注2）事業用家屋に係る都市計画税は軽減対象外。	個人：常時使用する従業員数が1,000人以下 法人：資本金または出資金の額が1億円以下、資本または出資を有しない場合、常用使用する従業員が1,000人以下（同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人や2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外）	税務課固定資産税係（市役所1階5番窓口）	市

相談窓口について

	支援制度名	支援内容	対象者	問合せ先	実施主体
実施中	事業者向け無料経営相談窓口	新型コロナウイルス感染症におけるさまざまな支援策の活用や資金繰りの悩みなどを中小企業診断士がサポートする相談窓口	中小企業者・小規模事業者	地域経済課（市役所4階）	大阪府よろず支援拠点